

小牧岩倉衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年8月20日

小牧岩倉衛生組合
管理者 小牧市長 山下 史守朗

小牧岩倉衛生組合条例第3号

小牧岩倉衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

小牧岩倉衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年小牧岩倉衛生組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「前条の」を「この条例において」に、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第3条中「（第6条第2項において「基準額」という。）」を削る。

第6条の見出し中「係る」を「相当する」に改め、同条中「基準額」を「小牧岩倉衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年小牧岩倉衛生組合条例第2号）第3条に規定する職員の報酬の基準となる金額」に改める。

第7条第3項中「地域手当相当額」を「地域手当に相当する額」に改める。

第9条第4項中「勤務時間条例第3条第1項及び第4条の週休日」を「週休日（任命権者が勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）」に改める。

第11条の見出し中「旅費」を「旅行」に改める。

第12条第1項中「報酬」を「時間外勤務に係る報酬」に改め、同条第2項中「報酬の額は、前項」を「時間外勤務に係る報酬の額は、同項」に、「第16条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項ただし書中「同条」を「同項」に改め、同項第1号中「。次項において同じ」を削り、同条第3項本文中「勤務時間条例第5条の規定による」を削り、「勤務条例第3条第2項又は第4条の規定」を「任命権者」に、「以外の時間に」を「をを超えて」に、「第16条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項ただし書中「以外の時間に」を「をを超えて」に改め、同条第4項中「第16条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項第1号中「（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）」を削り、同項第2号中「時間」の次に「（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）」を加える。

第13条第1項中「勤務時間条例第10条第1項の規定」を「任命権者」に、「報酬」を「休日勤務に係る報酬」に改め、同条第2項中「報酬の額は」を「休日勤務に係る報酬の額は」に、「第16条第1項」を「第18

条第1項」に改め、同条第3項中「報酬」を「休日勤務に係る報酬」に改める。

第14条第1項中「報酬」を「夜間勤務に係る報酬」に改め、同条第2項中「報酬の額は」を「夜間勤務に係る報酬の額は」に、「第16条第1項」を「第18条第1項」に改める。

第15条第1項中「の職員」の次に「（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）」を加え、「受けるべき給料の月額」を「受けるべき給料」に、「基準月額」を「職員の報酬（他の職員との権衡を考慮して管理者が規則で定める額を除く。）」に改め、同条第2項中「至った」を「至り、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上に至った」に改め、「に規定する任期の定めが6月以上」を削る。

第19条中「報酬及び期末手当の支給方法その他」を「この条例に定めるもののほか、」に、「ついて」を「関し」に改め、同条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

（給与からの控除）

第20条 給与条例第27条の規定は、職員について準用する。

第18条を削る。

第17条中「、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」を削り、同条を第19条とし、第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

（勤勉手当）

第16条 給与条例第19条の規定は、任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）について準用する。この場合において、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の在職期間における職員の報酬（他の職員との権衡を考慮して管理者が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

（特殊勤務に係る報酬）

第17条 小牧岩倉衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和59

年小牧岩倉衛生組合条例第 8 号) に規定する業務に従事することを命ぜられた職員(管理者が規則で定める職員を除く。)には、同条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

別表第 1 中「ア行政職報酬表(一)」を「ア行政職給料表(一)」に、「イ行政職報酬表(二)」を「イ行政職給料表(二)」に改める。

別表第 2 技能労務の項中「法第 5 7 条に規定する単純な労務」を「定型的な技能及び労務等の業務を行う職務」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小牧岩倉衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 小牧岩倉衛生組合職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年小牧岩倉衛生組合条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「(地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に掲げる職員を除く。)」を削る。